

音楽、演劇、伝統芸能など 「実演芸術」に関するイベント開催を支援します!

～ 令和2年10月20日(火)から特設サイトで申請受付を開始 ～

1 趣旨

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術、とりわけ「実演芸術」に係るイベント等が停滞している状況に鑑み、「新しい生活様式」のもと、実演芸術イベント等を開催しやすい環境を整備するため、イベント等開催に要する費用の一部を支援します。

2 支援対象

【対象者】 県内に活動拠点を有する、対象事業（イベント等）の主催者（個人・団体）

【対象事業】 令和2年10月7日から令和3年3月31日までの間、県内の有料の「劇場・ホール等」において、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で、不特定多数へ公開（無観客等での動画配信を含む）して行う、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸等の「実演芸術」イベント等

※ プロ・アマの別は問わない

3 対象経費

- ・会場使用料
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費（マスク、消毒液、アクリル板、消毒作業人件費など）

【補助率】 10/10（100%）

【上限額】 使用会場の収容定員の区分に応じて定める額（詳細は別添チラシ参照）

※ 実施するイベント等ごとに申請可能（申請者1人当たりの申請回数の制限なし）

4 申請期間

令和2年10月20日（火）～令和3年3月31日（水）

申請は、原則、特設ウェブサイトからインターネットにより受け付けます。

【URL】 <https://www.hiroshima-arts-support.com>

※ 10月20日開設予定

特設ウェブサイト



5 申請にあたっての要件について

イベントごとに「コロナ対策マニュアル」を作成した上で、広島コロナお知らせQRの活用など適切な感染防止措置を講じることを支援の必須要件とします。

※ 「コロナ対策マニュアル」の作成をサポートするために、本制度の募集案内などにおいて、3密の回避、マスクの着用、手指の消毒といった感染対策のポイントなどに加えて、マニュアル作成例についても掲載しています。

「文化芸術イベント等開催支援事業」の御案内

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術、とりわけ「実演芸術」に関するイベント等が停滞している状況に鑑み、「新しい生活様式」のもとでの実演芸術イベント等の開催を支援します。

対象者 県内に活動拠点を有する、対象イベント等の主催者

プロ・アマ
不問

<対象イベント等>

令和2年10月7日から令和3年3月31日までの間、県内の有料の「劇場・ホール等」において、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で、不特定多数へ公開（無観客等での動画配信を含む）して行う、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸等の実演芸術イベント等

対象経費 「会場使用料」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費」

【補助率】 **10/10（100%）**

マスク、消毒液、アクリル板、消毒作業人件費など

【上限額】 使用会場の収容定員区分に応じて定める額（イベント等1日当たり）

収容定員区分	上限額	会場使用料	感染拡大防止措置経費
500人未満	10万円	8万円	2万円
500人以上1,000人未満	25万円	22万円	3万円
1,000人以上	45万円	41万円	4万円

※ 実施するイベント等ごとに申請できます。（申請者1人当たりの申請回数の制限はありません）

申請方法

【申請期間】 令和2年10月20日（火）～令和3年3月31日（水）

- ・申請等は、原則、特設ウェブサイトからインターネットを通じて受け付けます。インターネットによる申請が困難な場合には、直接お問合せください。
- ・受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。御注意ください。

【特設ウェブサイト】 <https://www.hiroshima-arts-support.com>（10月20日開設）

特設ウェブサイト



申請等の問合せ先

※「募集案内」及び特設ホームページ掲載情報を御覧いただき、その上で御不明な点があれば、お問合せください。

「広島県文化芸術イベント等開催支援事業」事務局（10月20日開設）

（株式会社アシスト：事務委託事業者）

〒730-0051 広島市中区大手町三丁目13-18

電話番号 082-567-5679

受付時間 平日9時～17時（12/29～1/3を除く）

【制度全般に関する問合せ先】
広島県環境県民局文化芸術課
電話番号 082-513-2722（直通）